

大学生まちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 若者ならではの柔軟なアイデアの提案・実践による地域課題の解決等を図るとともに、地域づくりを担う人材育成と若者の地域への定着を推進するため、大学生が企業や地域、NPO等と協働して取り組む地域における事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において大学生まちづくりチャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、実施主体、活動対象地域、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。
 - (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とする事業
 - (2) 公序良俗に反するおそれのあると認められる事業
 - (3) 他の補助制度の対象となっている事業
 - (4) その他市長が適当でないと認めた事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は岡山市内の大学及び短期大学並びに岡山市と包括的な連携協力に関する協定を締結している岡山市外の大学及び短期大学（以下「大学等」という。）とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請は、大学生まちづくりチャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業（変更）計画書（様式第2号）
- 3 規則第5条第2項の規定に基づき同条第1項第1号から同項4号の書類の添付は要しないものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じたヒアリングによる審査を行い、適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付すことができる。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要請に応じて報告しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しない。

(計画変更等の承認)

第9条 規則第12条の承認の申請は、大学生まちづくりチャレンジ事業変更(中止又は廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第16条の実績報告は、補助事業完了後20日以内に、大学生まちづくりチャレンジ事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第16条第1項第2項に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1)大学生まちづくりチャレンジ事業実施結果調書(様式第5号)

3 規則第16条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号の書類の添付は要しないものとする。

4 補助事業者は、市の主催する報告会で、補助事業の成果発表を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業の執行及びその収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する年度の終了後、少なくとも5年間はこれを保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表(第3条関係)

補助事業	実施主体	活動対象地域	補助対象経費	補助率	限度額
行政機関、企業、NPO及び住民自治組織等との協働による地域課題の解決や地域活性化に向けた事業(年度内に完結すること)	大学等の教職員を代表とした大学等の学生3名以上で構成されている団体	原則として岡山市内とする。 ただし、事業に有用であると認められた場合はその限りではない。	活動に要する経費(交通費・宿泊費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、保険料等)。 ただし、人件費(講師謝礼は除く。)、備品費(3万円以上のもの)及び食糧費(講師等の弁当代は除く。)は補助の対象としない。 なお、収入金(寄付金、参加料等)がある場合は、当該経費からそれらの額を控除した経費とする。	10/10以内	300千円